繕したばかりです。

今ある施設を活かす努力をした方が得策であり、現時点では、何らかの方法で存続させることを基本に考えるべきではないか。

また、相手側が、この協定の中身ではどうしてもやっていけないということであれば、話し合いの上で、一旦協定を白紙に戻し、適正な管理料を決定の上、公募をやり直す以外にないのではないか。

町長

現在、委託中の指定管理者は、当初からあらゆる工夫による交流人口の増加を図り、健康管理センターの経営改善を目指しておりましたが、当初の計画通り運営することが難しく、営業継続の困難性を訴えています。

営業状況を確認しますと、客数減や施設の機能低下などから現指定管理料では、確かに営業の継続は困難と判断されますので、出来れば現管理者から辞退届を受け、指定管理料を見直したうえで再公募するのが適切であると考えています。

ただ、費用対効果も勘案し、運営可能な指定管理料が高額と判断される場合は、健康管理センターとして運営していくことは困難な場合もあります。つきましては、来年度一年間をかけ、施設利用検討委員会を設置し、町内外の方々の意見をいただきながら、今後の運営方法を決定したいと考えています。

健康管理センター「鬼ヶ岩屋」

産業建設課長

築二十年が経過しているということもあり、今後も維持修繕料が必要になってくるという状況です。

集客力については、年三万人前後から六万五千人ということでありまして、観光客の集客、健康増進施設としての機能は十分に果たしていると考えます。

現在、管理料は三百万円ですが、管理料の適正価格が幾らになるのかについては、町財政との調整が重要になると考えますので、施設利用検討委員会を設置し、早い時期に結論を出したいと考えています。

柔道必修化の準備は万全か

藤元議員

昨年三月議会において、柔道を必修化した場合、他の運動に比べて事故が多く、指導者が訴えられているケースがあり、そのためにも指導者の養成、施設の充実など十分な準備をしておく必要があることについて質問させていただきました。

あれから一年。いよいよ新年度から武道、ダンスが中学校の授業として取り入れられるわけであります。

本町中学校においても、武道必修化にあたり十分な準備はされてきたでありましょうし、既にカリキュラムも決まっているものと思います。どのような準備をしてきたのか、また、カリキュラムの中身についてお伺いします。

教育次長

平成二十年三月二十八日に中学校学習指導要領が告示され、新年度から授業で武道、ダンスが必修化されることになりました。

県内の中学校では、柔道を選択した学校が二十二校、剣道が五十二校、相撲が十九校、合気道、空手が各一校となっています。

牟岐中学校では、男子は相撲、女子は柔道を選択しています。武道、ダンスの授業時間は年間十時間、月一回程度の授業になります。

柔道での事故防止は万全を期す必要があり、警察OBなど外部の指導者を派遣する制度を活用し、体育の教員との二人体制で安全面を最優先にした準備に努めています。また、体育教員には、積極的に事故防止、指導力向上のための研修会、講習会に参加し、万全の指導体制と安全対策のカリキュラムを構築し、必修化に臨むということです。